

広島市告示第429号

令和8年9月28日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和8年9月30日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

文 書 名	告 示 日 告 示 番 号	印影を 印刷する 公印の名称
診療費納付書兼領収証書	平成26年3月4日 告示第97号	市長印